

長野県篠ノ井高等学校

いじめ防止基本方針

～安全・安心な学校づくりをめざして～

第1部 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

1 はじめに

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめはスマートフォンやパソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。我々教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要があります。

例年本校でも、「いじめ」に発展しそうな問題も生じています。主にネット上での書き込み、画像アップなどが事例として挙がっています。年度当初にそういった事例が多く発生している事実から、高校生活がスタートする、新学期がスタートする時期における仲間づくりやネットの利用について、組織として対応することが求められます。

本校では、授業や部活動、様々な学校行事を通じて、仲間の存在を認め合う教育の実践が可能です。このような学習環境の中で、いじめのない学校づくりをめざすために「いじめ防止基本方針」を作成しました。「いじめ防止基本方針」を元に「いじめ」についての理解を深め、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていきましょう。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめとは

★いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

<文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」>

- 注意1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視すること。
- 注意2) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者や該当児童生徒が関わっている仲間やグループなど、児童生徒と何らかの人間関係を有する者であるということ。
- 注意3) 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものでなくても、心理的な圧迫で相手に苦痛を与えるものも含む。
- 注意4) 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃や、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

集団の中では、生徒同士のトラブルは日常的に起こる可能性があります。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育むことによって、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える必要があります。そのためには、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、予防開発的な「問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせません。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行うことが求められます。

- ① 生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ② 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ③ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(3) いじめの早期発見(図参照)

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができます。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要です。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせません。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断することが重要です。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にします。

(4) いじめへの対応

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とします。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応を取ります。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を図ることが大切です。

(5) 学校と家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせません。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にします。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておきます。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

「いじめ」の代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらやいやがらせ、陰口や無視などです。事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくないものの、“ささいなこと”日常によくあるトラブルという点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があります。ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。

(2) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、
「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(平成25年法律第71号。以下「法」という。第22条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とします。また、法23条第4項に規定されているとおり、学校の教職員がいじめを発見したり、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に、その報告をし、学校の組織的な対応につなげていきます。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広いいじめの可能性のある事象について認知の対象とします。

《以下の点に配慮する》

- ① 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ② 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ③ 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ④ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の3つの要件が満たされている必要があります。ただし、こ

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が4か月を目安として継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定します。この期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していきます。

(5) いじめの背景と生徒の気持ち(図参照)

ア いじめの背景

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにします。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られ、日常的な未然防止にもつながります。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続されるものです。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもあります。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいます。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っています。

いじめの多くが同じ学校の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせません。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする事、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

いじめの背景

1、いじめの要因

いじめの要因には、生徒の心理・学校、家庭、地域社会などの要因が複雑にスパイラルしていることが考えられるので、それぞれの現状を自覚すると共に、関連付けた指導・配慮が必要になる。また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらあります。

生徒の心理

- ・不安やイライラ、無気力、抑うつなどの心理状態に陥る
- ・ストレスが身体症状、行動面に現れやすくなり、目立つ。
- ・自尊心の傷つきを、暴力などの行動で癒そうとする。等

学校における要因

- ・教師と生徒の信頼関係、生徒相互の信頼関係がうまく築けない
- ・他者を思いやる心や規範意識が十分に育まれていない。
- ・授業をはじめとする教育活動が生徒の満足感や成就感を味わえないものになっている。等

家庭における要因

- ・基本的習慣の確立に係るしつけが不十分である。
- ・家庭が「やすらぎの場」になっていない。
- ・親子間にふれあいや心の通じ合う場面がない。
- ・経済的に苦しく、子どもまで気がまわらない。等

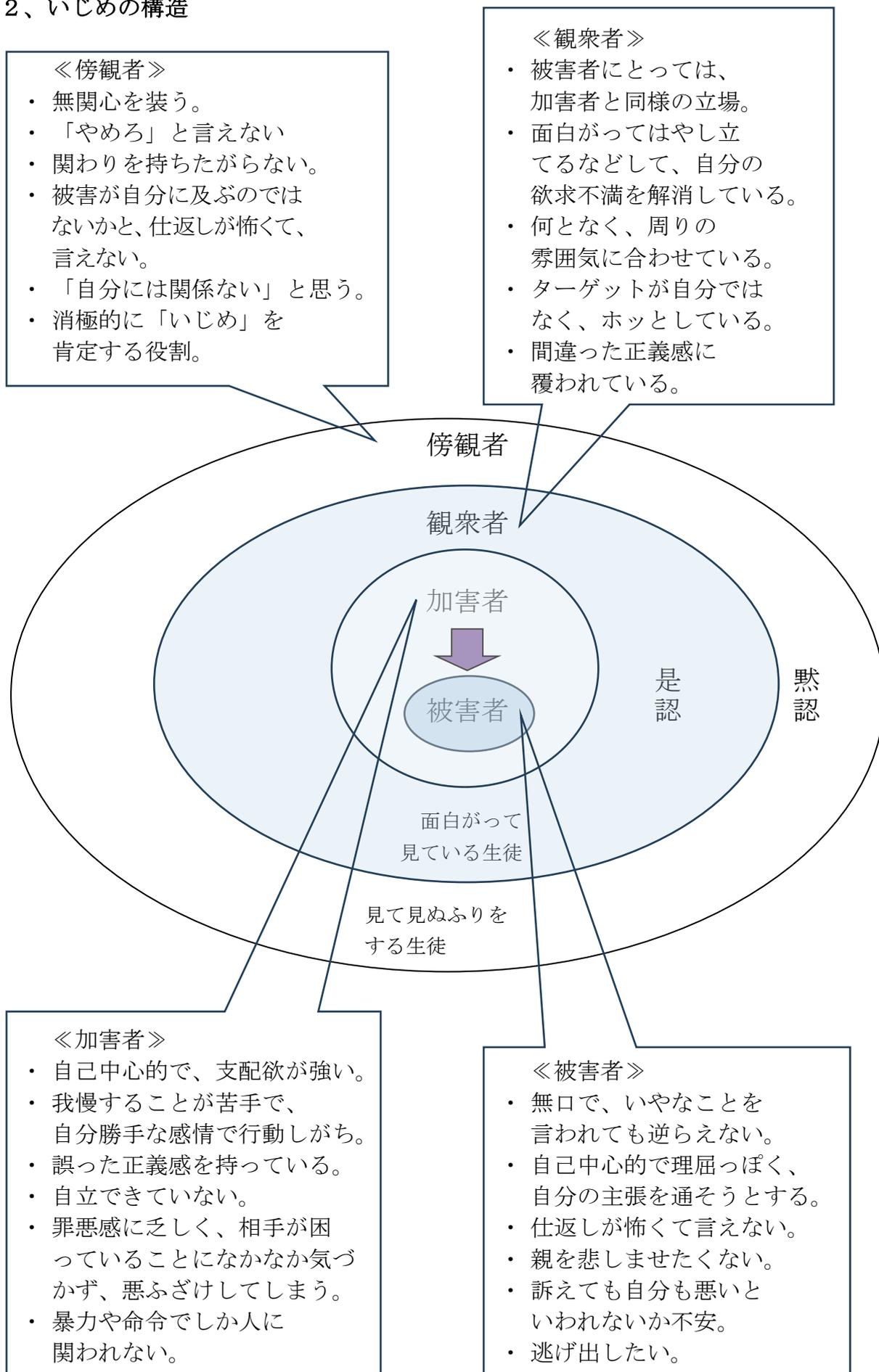
地域や社会における要因

- ・地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- ・集団遊びや社会活動への参加の機会が減少し、「社会性」・「強調性」が育ちにくい。
- ・夜型社会になっており、深夜徘徊や問題行動が誘発されやすい環境になっている。

社会全体の要因

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識が低く、不十分である。
- ・大人のモラルが低下している。
- ・社会全体の人間関係が、希薄になってしまっている。等

2、いじめの構造



第2部 いじめの防止等のための取組

(「いじめ防止の取組」フローチャート参照)

1 学校内「拡大生徒支援委員会」(いじめの防止対策委員会)の位置づけ

- (1) 構成員 校長・教頭・学年主任・該当学級担任・生徒支援係主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・関係教諭(関係顧問)
- (2) 役割
 - ① 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
 - ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
 - ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
 - ② 学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信
 - ・学校基本方針について家庭や地域への発信を行う。
 - ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。
 - ③ 教育相談体制の立案・確立
 - ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
 - ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。
 - ④ 教員研修の定期開催の計画・立案
 - ・学校の基本方針について全職員の共通理解を図る。
 - ・いじめ問題に対する研修会を企画する。
 - ・職員用チェックシートを用い、いじめに対する取り組みの定期点検を行う。

2 いじめ防止等の取組

- (1) いじめの未然防止・早期発見の取組
 - ① いじめの未然防止の取組
 - ア いじめの起きにくい学校、学級づくり
学校教育全体を通し、コミュニケーション能力の育成や社会性の充実を図る。
 - ア) 授業中の生徒指導の充実
 - ・「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せる雰囲気づくりを行う。
 - ・三観点(ねらい・めりはり・見とどけ)を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。また、一人一人が活躍できる場づくりを意図的に設ける。
 - イ) 学級活動
 - ・入学時には「仲間づくり」に有効な活動を設定し、学級内の人間関係づくりを行う。
 - ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
 - ・6月と10月のクラスマッチ、また篠竹祭に向け、生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるようにする。

(ウ) 行事

- ・入学後の早期に「スマートフォン講演会」を開催し、ネット利用のルールや危険性について学ぶ機会を設定する。
- ・11月の「全校人権教育」において、命の大切さについて学ぶ機会を設定する。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

年度当初に学校便りや学年通信等で「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会、学年集会やPTAの会合等を活用して周知を図る。

ウ 生徒の主体的活動の活用

地域の「街頭挨拶運動」に参加し、自ら挨拶を実践することによって、他人を思う気持ちを育みながら、生徒の主体的な活動を支援する。

エ 職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
- ・教師自身が人権感覚をもって生徒と接する。
- ・年2回（6月、9月）、校内授業参観週間を設け、生徒指導の視点からも授業を振り返る機会とし、自らの授業スキル向上をめざす。

② いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・気になる生徒について、学年会で情報を共有し、生徒支援係を中心とした生徒の早期状況把握に努める。
- ・特別支援コーディネーターが相談室に常駐し、生徒が安心して相談できるようにする。
- ・「いじめ」に関する総合教育センターでの研修受講を促進し、帰校後に、必ず伝達講習の時間を確保し、最新の対応や方策を身につける。

イ 相談体制の充実

- ・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談窓口（相談室）を設け、生徒や保護者に周知する。その際、保護者からの相談の実情に応じて工夫する。
- ・年度当初に、「相談室だより」等の通信を生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ・いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。

ウ アンケート調査の活用

- ・1学期と2学期に、いじめ問題を含めた「学校生活アンケート」を実施し、気になる生徒と面接を行ったり、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したりする。また、3学期には、学校アンケート、保護者アンケートの実施、総括をし、次年度以降の生徒理解やいじめ防止に役立たせる。

③ 学校として特に配慮が必要な生徒についての支援と指導

ア 発達障がいを含む、障がいのある生徒がかかわるいじめについては、個々

の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、生徒、保護者等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい理解を促進し、学校として必要な対応について周知する。

エ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

オ 上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 取り組みの実施状況の確認

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校評価において目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 いじめが起きたときの対応

① いじめられた生徒に対して

ア 生徒に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自身をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携しながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた生徒に対して

ア 生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮

のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。

イ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

③ いじめが起きた集団への指導

- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させ、一定の指導をする。
- ・集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

4 ネット上のいじめへの対応（ネットいじめ対応フローチャート参照）

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

5 関係機関と連携した取組

- ① 警察と学校との連携のため、窓口（担当者）の確認を年度当初に行う。
なお、本校の窓口担当者は、生徒支援係主任とする。
- ② 北信圏域障害者総合支援センターの療育コーディネーター、および相談支援専門員と日常的に連携を図り、生徒個々の理解に努め、最良の配慮をめざす。
- ③ 児童相談所、病院、スクールカウンセラー等との連携を密にする。

6 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理対応マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「拡大生徒支援委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

公平性、中立性、客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供、調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調

査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年6月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時適切な方法で説明する。

※ この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮等に留意する。

7 いじめ防止等の取組の年間計画

篠ノ井高等学校 全日制 いじめをなくすための計画

		4月	5月	6月	7月
主な学校行事		<ul style="list-style-type: none"> ○入学式 ○始業式 ○定期健康診断 ○春の交通安全指導 ○交通安全教室 ○PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○北信体育大会 ○中間考査 ○生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育実習 ○クラスマッチ ○救急法講習会 ○高校総体 ○県大会 ○期末考査 ○面接週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○篠竹祭 ○保護者懇談会 ○終業式 ○補習 ○夏季休業 ○体験入学
拡大生徒支援委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等にいじめ相談ダイヤルの記載 		<ul style="list-style-type: none"> ○面談週間の状況把握と職員会議報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の総括
いじめ防止に関する指導	1年HR	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい学級集団の状況把握 ○1学年オリエンテーションでの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○スマホ利用について指導 ○学校生活(いじめ)アンケート(第1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談 ○授業評価(前期)実施
	2年HR	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えに関わっての状況把握 			
	3年HR	<ul style="list-style-type: none"> ○講座別編成に関わっての状況把握 			
	生徒支援係・生徒会係等	<ul style="list-style-type: none"> ○スマホ利用についての指導 ○スクールカウンセラーについての周知 ○PTA総会での説明 ○あいさつ運動 			<ul style="list-style-type: none"> ○授業評価実施 ○終業式での生徒指導講話
職員研修等		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止に関する基本方針の確認 ○特別支援に関する職員研修会 ○チェックリストの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内授業研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議で面談週間の状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○チェックリストの確認
PTA、学校評議員会との連携		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA理事会での説明 ○PTA総会 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談

篠ノ井高等学校 全日制 いじめをなくすための計画

		8月	9月	10月	11月
主な学校行事		○始業式 ○実力テスト	○中間考査 ○避難訓練 ○人権教育 ○公開授業 ○生徒会役員 選挙 ○秋の交通安全 指導	○読書週間 ○面接週間 ○クラスマッチ ○修学旅行 (2年)	○期末考査
拡大生徒支援委員会		○夏休み中の生徒の状況把握			○2学期の総括
いじめ防止に関する指導	1年HR	○生徒面談の実施 ○人権教育の観点からの指導	○修学旅行に向けた班編成の指導	○人権教育学習による指導	○三者面談 ○3年生授業評価(第2回)実施
	2年HR	○学校生活(いじめ)アンケート(第1回)			
	3年HR				
	生徒支援係・生徒会等	○授業評価のまとめ ○始業式での生徒指導講話	○あいさつ運動		○学校評価(生徒・保護者・職員用)の作成
職員研修等			○職員人権研修 ○チェックリストの確認	○学校評価委員会で学校評価表(中間評価)作成	○チェックリストの確認
PTA、学校評議員会との連携			○コンプライアンス委員会		○保護者面談 ○学校評議員によるアンケート

篠ノ井高等学校 全日制 いじめをなくすための計画

		1 2月	1月	2月	3月
主な学校行事		○保護者懇談会 ○終業式 ○年末年始休業 ○3年特編授業	○始業式 ○実力テスト ○3年特編授業 ○共通テスト	○3年自宅研修 ○期末考査 ○特編授業 ○学校評議員会	○卒業式 ○入学者選抜 ○終業式・ 離任式
拡大生徒支援委員会				○PTA理事会 での報告	○今年度の反省 ・総括、マニ ュアルの改訂
いじめ防止に関する指導	1年HR	○三者面談 ○学校評価の 実施（生徒）		○授業評価 （第2回）実施	
	2年HR				
	3年HR				
	生徒支援係・生徒会係等	○終業式での 生徒支援係 からの講話	○始業式での 講話	○授業評価の まとめ	○終業式におけ る1年間の 振り返り ○今年度活動の 反省と次年度 の計画立案
職員研修等		○学校評価 （職員）実施	○学校評価表 （最終評価） 作成のため の各分掌 振り返り ○学校アンケー トの結果総括	○授業評価に よる振り返り	
PTA、 学校評議員会との 連携		○保護者面談 ○学校評価実施 （保護者）	○チェックリス トの確認	○PTA理事会 ○学校評議員会 ○学校関係者 評価	

<参考資料>

- ・いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定平成25年10月11日）
- ・学校いじめ防止等のための基本的な方針作成例（教学指導課心の支援室）
- ・生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）
- ・教育委員会月報平成25年12月号
- ・いじめ防止基本方針（浪速高等学校・浪速中学）

篠ノ井高校【定時制】 学校いじめ防止等 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月
学校行事	○始業式 ○入学式 ○対面式	○新入生歓迎会 ○振興会総会 ○PTA総会 ○春季体育大会	○視聴覚教育 ○篠竹祭準備	○篠竹祭 ○人権教育 ○終業式
防止対策	○始業式、対面式における講話 ○LHRにおけるスマホ指導	○PTA総会、振興会総会における保護者向け啓発	○視聴覚教材(映画)による啓発	○人権教育講話 ○終業式における講話 ○生活体験発表の原稿制作による学習
早期発見	○教育相談利用周知	○保護者懇談会 ○スクールカウンセラー利用周知		○生徒懇談

	8月	9月	10月	11月
学校行事	○始業式 ○校内生活体験発表	○北信生活体験発表	○校外学習 ○保健講話	○秋季体育大会
防止対策	○始業式における講話 ○校内生活体験発表による他者理解	○北信生活体験発表による他者理解		
早期発見		○電話相談窓口周知		○電話相談窓口周知

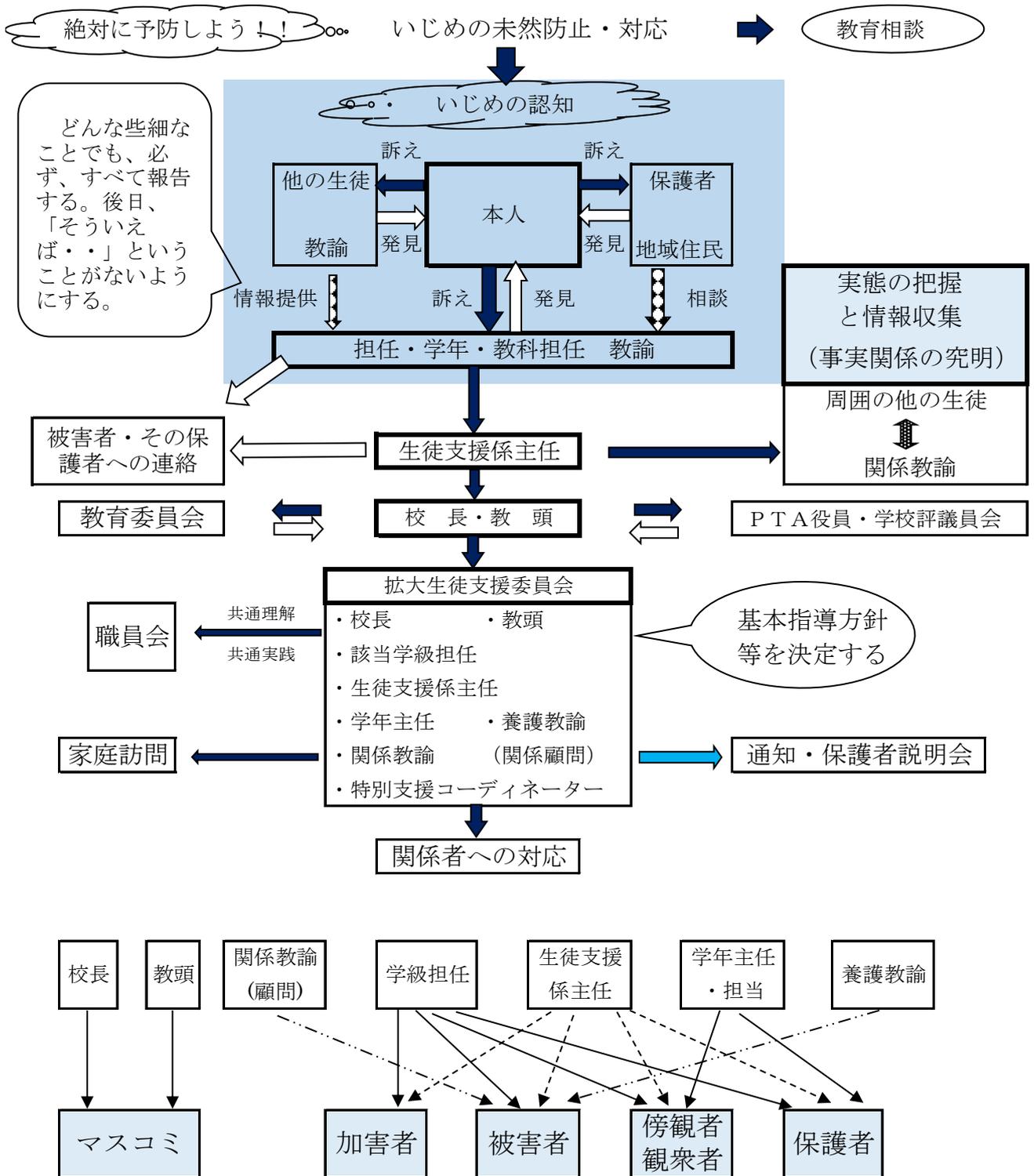
	12月	1月	2月	3月
学校行事	○交流会 ○終業式	○始業式	○4年自宅研修	○視聴覚教育 ○4年生を送る会 ○卒業式 ○終業式
防止対策	○終業式における講話	○始業式における講話		○終業式における講話
早期発見	○保護者懇談会			○生徒懇談

いじめ防止の取組

1 いじめの対応（全体図） フローチャート

いじめの対応についての基本的認識

- 1 いじめは「人間として絶対に許されない」という強い共通認識を持ち合わせる。
- 2 いじめ問題には、被害者（いじめられた生徒）の立場に立って、親身の指導を行う。
- 3 いじめ問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。
- 4 学校・家庭・地域社会の関係者が一体となって取り組む必要がある。
- 5 いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きく関係している問題である。



2 いじめの早期発見・早期対応

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師が豊かな感性で日頃から生徒の理解・観察と実態把握に努める。
- 2 生徒との信頼関係を築くと共に、生徒への生活実態アンケートや教師間の情報交換教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠蔽することなく、迅速に対応する。

《いじめに関する情報収集・実態把握の方法》

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 生活実態調査（アンケートなど） | 4 心理テスト |
| 2 個人面談 | 5 日常的な観察 |
| 3 学級日誌・個人ノート | 5 日常的なチェックポイントの確認 |



学校生活内での「いじめチェックポイント」(例)

- ◇ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- ◇ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。 ◇ 表情がさえず、うつむき加減である。
- ◇ 活気がなくおどおどしたり、表情が暗く、周囲をやたら気にする。
- ◇ その生徒の横に、誰も座りたがらない。 ◇ 研究室への出入りが急に増える。
- ◇ 休み時間や放課後に一人でポツンとしていることが多くなる。
- ◇ 仲間が嫌がるような仕事を、一人でしていることが多くなる。
- ◇ 頭痛・吐き気・腹痛などを頻繁に訴えて、保健室に行く。
- ◇ 部活動への参加を渋ったり、無断欠席が多くなる。
- ◇ 学級日誌・個人ノート・レポートなどに気にかかる表現が多くなる。

保護者との連携

- 日頃から、連絡を密にとり、情報交換をしておく。
- 家庭訪問や学級通信などを通して、いじめに対する理解と啓発を行う。
- PTA研修会を開き「いじめ」に対する認識を上げる。
- 授業参観・学校開放を積極的に行う。 ○ 家庭用チェックシートを活用する。



家庭内での「いじめ発見のためのチェックポイント」(例)

- ◇ 学校へ行きたがらない。 ◇ 友人のことを聴くと、怒りっぽくなる。
- ◇ 「転校したい」「学校をやめたい」と言い出す。 ◇ 電話に敏感になる。
- ◇ 服装の汚れが見られたり、よく怪我をする。 ◇ 眠れない日々が続く。
- ◇ 親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ◇ 学校の様子を聞いても言いたがらない。 ◇ 先生や友人をひどく批判する。
- ◇ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに關心を持つ。 ◇ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

教育相談体制の整備

- スクールカウンセラーや県教育委員会の相談機関の活用について、生徒と家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境づくり及び教育相談体制の確立を図る。
- 学校の指導の下、教職員が生徒との信頼関係づくりを行うと共に、定期的な教育相談等を実施する。



24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)

こどもの権利支援センター 026-235-7458、090-7286-5152

3 いじめの防止のための校内体制

いじめを許さない学校づくり

- 「いじめは人として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは、いつでも起こる大きな問題として学校相談体制を充実し、生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、実態の把握を正確に行い、教員間の緊密な情報交換や共通理解をもつ。
- いじめの実態を確認した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- 学校のみで解決しようとせず、保護者の訴えや申し出に謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、県教育委員会の指導を仰ぎ、連携して対処する。

生徒との信頼関係の構築

- 生徒の話をよく聞く。
- 生徒のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本として生徒との関係を構築していこうとする姿勢を持つ。
- 人権感覚を磨き、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- 受容的態度と、毅然とした態度のバランスを保ち、生徒の指導に当たるよう心がける。
- 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、交互に補いながら、最悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

拡大生徒支援委員会

- 《構成》 校長・教頭・学年主任・生徒支援係主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・該当学級担任・関係教諭（関係顧問）
- 《内容》 ・いじめ防止の全体指導計画の策定
・いじめ発見のための調査・業務の役割分担
・いじめ事案への対応や指導方針等の協議
- ・教員研修の定期開催の計画・立案
・保護者への対応
・教育相談体制の立案・確立

生徒理解に基づいた指導

- 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して継続的に守り通すという姿勢を、日頃から必ず示す。
- いじめ問題への指導方針や情報について、日頃から家庭や地域、学校評価委員会などに公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得よう努める。
- 教職員の気づかない所で陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続的に見守っていくよう努める。

職員研修等の充実

- 教職員として、基本的資質・専門性の向上に努める。
- 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- 生徒理解に関する職員研修を重ね、いじめに対する基本的な認識を共有できるようにする。
- 職員用チェックシートを用い、いじめに対する取り組みの定期点検を行う。
- 生徒指導スキルアップのために、講師を招いて研修会を開催する。

4 「ネットいじめ」対応フローチャート

ネットいじめの特徴

- インターネットの持つ匿名性から、安易に書き込みを行うことができるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 掲載されてしまった個人情報や映像は、加工が安易にできることから悪用されやすく、一度流失した個人情報は、回収することが困難となるだけでなく、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 教師や保護者など、身近な大人が生徒の携帯電話の利用状況を把握することが難しい。すなわち、ネットいじめの実態の把握が難しい

ネット上いじめの種類

- | | | |
|-------------|----------------------------------|----------------|
| 1 掲示板・ブログなど | ・ 誹謗中傷の書き込み | ・ なりすまし |
| | ・ 個人情報の無断掲載 | |
| 2 メール | ・ 誹謗中傷するメール | ・ なりすましメール |
| 3 オンラインゲーム | ・ チャットによる誹謗中傷の書き込み | |
| 4 学校裏サイト | ・ 教師、クラスメイト、先輩、後輩などに対する誹謗中傷の書き込み | |
| | ・ 身近な大人・知人を実名で語る。 | ・ パスワードをたくみに使う |

掲示板等への誹謗中傷に対する対応



ネットいじめの発見・生徒、保護者からの相談

書き込み内容の確認

- 当該掲示板等のアドレスの確認と記録
- 書き込み内容の保存とプリントアウト

掲示板等の管理者に削除依頼

- 管理者への連絡方法（メール）の確認
- 利用規約等を確認のうえ、削除依頼を実施

掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 管理者に削除依頼をしても削除されない場合は、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼をする

被害者生徒への対応

- ・ きめ細かなケアを行う。
- 1) 証拠の保全
- 2) 発見した経緯
- 3) 投稿者の心当たり
- 4) 他の生徒の認知状況の確認

全校生徒への対応

- ・ 個別な事例に応じて十分な配慮のもとで、全校集会や学年集会などを通して全校生徒への指導を行う。

インターネットホット
ラインセンターの活用

ネット上のいじめ
発覚時の対応

「全体図の流れ」に加え、それぞれに対して冷静に対応する

加害者生徒への対応

- ・ 加害者自身がいじめに遭っていたことも十分考えられるので、起った背景や経緯について詳細に調べる。
- ・ 正確な確認後
- 1) 投稿を削除させる
- 2) 人権と犯罪の両面から指導する

保護者への対応

- ・ 迅速に連絡し、家庭訪問などを行うと共に、学校の指導方針を説明し、相談しながら冷静に対応する。
- ・ 学校の基本方針をきちんと伝え、冷静に行動できるよう促す